

諮問（不）第 44 号  
答申（不）第 44 号

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が令和 5 年 9 月 7 日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報開示決定（部分開示）（以下「本件処分」という。）は妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 開示請求の内容

請求人は、令和 5 年 8 月 8 日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定により、「開示請求者を精神保健福祉法 22 条で保護せよと申請した者、日付、内容すべて。〇〇保健所が受付、（中略）〇名で〇月〇日訪問を受けた。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対して、精神障害者の診察及び保護申請書（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当するとして、法第 82 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 9 月 7 日付けで本件処分を行い、請求人に通知した。

#### 3 審査請求の内容

請求人は、令和 5 年 12 月 12 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第 3 請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「保有個人情報開示請求書の文書通り全開示請求する」というものである。

#### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、概ね次のとおりであ

る。

全開示を求めるも、市、町、〇〇、〇これが部分開示と言えるか。

精神障害者の診察及び保護申請書受付が〇月〇日であった。請求人が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第22条を知ったのは、〇〇保健所職員に渡した文書が返却された〇月〇日である。

〇月〇日、〇〇保健所と名乗り猫などで声で請求人を確認し「請求人のお体を心配している方がいらっしゃいます。どなたかは教えられません。」の電話は非常に腹立たしい。（後略）

Eから受けた蛮行は、刑事、民事と訴えるので、全開示してほしい。（中略）必ず開示してほしい。

弁明書「部分開示した理由等」について、3行目に⑥申請年月日不開示とある。大変重要な事項をサラッと書き、受付スタンプ印が〇月〇日ではないという事実。

10行目の開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれとはFである。

④病状の概要（別紙）2行に開示請求者以外の主義主張を示すとある。（中略）この様なG、Eの主義主張は法第78条第1の2に該当するものではない。

請求人を精神障害者扱いするのは、〇〇〇〇〇〇以前から計画的だった。

3行4行に開示請求者以外の権利利益を害するとある。Fの事であり（後略）

弁明書「不開示部分の該当性について」の⑤に関して不明。請求人を申請して私護から保護されてるのですか（原文ママ）。

Fを非難するものとの判断のようなので裁判で現かになっている（原文ママ）。開示下さい。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は弁明書及び口頭説明によると、概ね次のとおりである。

##### 1 原処分を妥当とした理由

###### (1) 対象公文書の性質

本件公文書は、令和〇年〇月〇日付け精神障害者の診察及び保護申請書であり、精神保健福祉法第22条に基づき、精神障害者又はその疑いのある者を知った者が、その者について精神保健指定医の診察及び必要な保護を都道府県知事に申請するための申請書である。

###### (2) 不開示部分の該当性について

ア ②申請者（住所（電話）、氏名、被診察者との続柄、生年月日、性別）、③病状の概要、④病状の概要（別紙）、⑤現に保護の任に当たっている者（住所）、⑦申請者氏名

②申請者（住所（電話）、氏名、被診察者との続柄、生年月日、性別）、⑦申請者氏名については、申請者に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報である。

③病状の概要、④病状の概要（別紙）、⑤現に保護の任に当たっている者（住所）については、申請者が被診察者に関して知り得る情報である。精神保健福祉法第 22 条は精神障害者又はその疑いのある者を知った者は、誰でも、当該申請をすることができる旨定められているが、制度上、被診察者と一定の関わりがある者が当該申請を行う事例がほとんどである事情に鑑みると、これを開示した場合、請求者が当該情報から申請者を絞り込み、または特定することが考えられ、請求者と申請者間でトラブルになることにより、申請者個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

以上のことから、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当するものとして、不開示とした。

イ ①被診察者（住所、現在住所、氏名、生年月日）、③病状の概要、④病状の概要（別紙）、⑤現に保護の任に当たっている者（住所）、⑥申請年月日

これらの情報は、記載内容は被診察者の情報ではあるものの、申請者が直筆で書いたものであり、制度上、被診察者と一定の関わりがある者が当該申請を行う事例がほとんどである事情に鑑みると、他の情報と筆跡を照合することにより、請求者が当該情報から申請者を絞り込み、または特定することが考えられ、請求者と申請者間でトラブルになることにより、申請者個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

したがって、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当するものとして、不開示とした。

なお、原処分において不開示の理由とはしていないが、当該情報を開示することが前提となれば、当該制度によって申請を行う一般人が、申請者の情報が少しでも被診察者に開示されることにより、申請者が特定されるかもしれないという懸念を抱くことは容易に想像でき、精神保健福祉法第 22 条に基づく申請をすることを躊躇し、当該制度の趣旨が損なわれるおそれがあるため、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当することも考えられる。

ウ ③病状の概要、④病状の概要（別紙）

本情報は、申請者が精神保健福祉法第 22 条による申請を行うにあたり、被診察者の状況について記載したものであり、これが開示されると、具体的な内容を申請者が正確に記載することを躊躇し、当該病状の概要の記載が抽象化、形骸化することによって、真に精神保健福祉法第 22 条に基づく診察を要するものかどうかの判断が困難になることが考えられる。

したがって、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当するものとして、不開示とした。

## 2 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

請求人は、「全開示を求めるも市、町、〇〇、〇、これが部分開示といえますか」、特定個人を限定した上で「該当者に法第 78 条等該当しません」「該当者から受けた蛮行は刑事、民事と訴えますので全開示してください。」と主張している。

しかしながら、前記 1 で述べたとおりの理由から、非開示にしている情報は開示

請求者以外の特定の個人を識別できるもの、または開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

また、これらを開示した場合、精神保健福祉法第 22 条に基づく申請に支障を及ぼすおそれがあることから、適正に判断したものである。

### 3 結論

前記 1、2 で述べたとおり、原処分は妥当であると判断する。

## 第 5 審査会の判断理由

当審査会は、請求人及び実施機関の主張を踏まえ、本件処分の妥当性について審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件処分の妥当性について

本件開示請求に対して、実施機関は本件対象保有個人情報特定し、その一部を法 78 条第 1 項第 2 号に該当するとして本件処分を行った。

これに対し、請求人が本件審査請求を行ったところ、実施機関は本件処分を妥当としていることから、当審査会は本件対象保有個人情報を見分の上、本件処分の妥当性について検討する。

#### (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、精神保健福祉法第 22 条に基づき、精神障害者又はその疑いのある者を知った者が、その者について精神保健指定医の診察及び必要な保護を都道府県知事に申請するための申請書である。

当該申請書の様式は、「①被診察者（住所、現在場所\*本人の現在場所の見取図、氏名・フリガナ、職業、生年月日、性別）」、「②申請者（住所（電話）、氏名・フリガナ、被診察者との続柄、生年月日、性別）」、「③病状の概要・④別紙」、「⑤現に保護の任に当たっている者\*本人の属する世帯の状況」、「⑥申請年月日」及び「⑦申請者氏名」を記載するようになっている。

本件対象保有個人情報は、当該申請書の様式に印字されたものを除いて直筆で記載されている。

#### (2) 不開示情報該当性について

##### (ア) 法第 78 条第 1 項第 2 号について

本号は、開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報を不開示と

する旨定め、同号ただし書きにおいて、次のイないしハのいずれかに該当する情報については、不開示とすべき情報から除外している。

- イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
  - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
  - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (イ) 本件対象保有個人情報のうち直筆で記載された部分について  
本件対象保有個人情報のうち直筆で記載された部分を開示した場合、筆跡から請求人以外の特定の個人が識別されるおそれがあると認められる。
  - (ウ) 「②申請者（住所（電話）、氏名・フリガナ、被診察者との続柄、生年月日、性別）」、「③病状の概要・④別紙」及び「⑦申請者氏名」について  
開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報と認められる。
  - (エ) 同号ただし書きについて  
同号ただし書きは、開示請求者以外の個人に関する情報のうち不開示情報から除かれるものを定めているが、同号ただし書きのいずれにも該当する事由は認められない。
  - (オ) よって、実施機関が不開示とした情報は法第 78 条第 1 項第 2 号に該当し、本件処分は妥当である。

### 3 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書及び反論書において種々主張しているが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

### 4 結論

以上のことから、前記第 1 のとおり判断する。

## 第 6 付言

実施機関は弁明書において、開示することにより以下の支障が生じるおそれがあると主張している。

- (1) 申請者が特定されるかもしれないという懸念から精神保健福祉法第 22 条に基づく申請が躊躇されることによって、当該制度の趣旨が損なわれるおそれ
- (2) 具体的な内容を申請者が正確に記載することを躊躇し当該病状の記載が抽象化、形骸化することによって、同法第 22 条に基づく診察を要するものかどうかの判断が困難になるおそれ

同法第 22 条の趣旨に鑑みると、当該主張は首肯することができ、当該制度の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして法第 78 条第 1 項第 7 号の不開示理由に相当するものと思料する。

なお、虚偽に事実（事実と違うこと）を記載して申請した者に対しては、精神保健福祉法第 54 条第 2 項において精神障害者又はその疑いのある者の名誉、人権保護の観点から罰則が規定されている。

実施機関は、原処分において法第 78 条第 1 項第 2 号に基づく不開示の理由を記載しているが、同項第 7 号に基づく不開示の理由も記載すべきであった。本件処分を取り消して改めて保有個人情報開示決定をするまでの必要性は認められないが、今後の適正な運用に努めていただきたい。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和6年5月20日	実施機関から諮問書を受理
令和6年7月12日	審査会（審査）
令和6年8月5日	審査会（審査）
令和6年8月30日	審査会（審査）
令和6年9月10日	答申

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
福崎 龍馬	弁護士	会長
池内 愛	弁護士	
大串 祐子	学識経験者	
尾崎 友哉	長崎大学情報データ科学部 副学部長 教授	
松崎 なつめ	長崎県立大学副学長	